

報告第 6 3 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日承認

財務部会諸税分科会の事務事業調整方針について

財務部会諸税分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第63号

協 議 会 報 告 項 目

財 務 部 会

諸税分科会 4-3

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 3 - 1	法人市町村民税	5/22			6/5	協議会協議項目
4 - 3 - 2	軽自動車税	5/22	10/2		10/9	
4 - 3 - 3	減免に関する事項	5/22	10/2		10/9	
4 - 3 - 4	電算業務に関する事項	5/22			6/5	
4 - 3 - 5	自動車臨時運行許可	5/22			6/5	
4 - 3 - 6	原付試乗用標識交付	5/22			6/5	
4 - 3 - 7	市町村たばこ税	5/22			6/5	
4 - 3 - 8	譲与税	5/22			6/5	
4 - 3 - 9	国有資産等所在市町村交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 10	自動車取得税交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 11	利子割交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 12	ゴルフ場利用税交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 13	国有提供施設等所在市町村助成交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 14	地方消費税交付金	5/22			6/5	
4 - 3 - 15	補助金	5/22			6/5	
4 - 3 - 16	入湯税	5/22			6/5	協議会協議項目

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	諸税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 法人市町村民税  ※協議会協議項目	・法人税割 12.3%(資本金1億円以下) 13.5%(上記以外) ・均等割 標準税率	・法人税割 12.3% ・均等割 同左	同左	同左	同左	同左
2 軽自動車税	軽自動車の登録、廃車等の業務を行っている。  税額(年当り) ・原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超～90cc以下 1,200円 90cc超～125cc以下 1,600円 ミニカー 20cc以上(三輪) 2,500円 ・小型特殊(農耕用) 1,600円 ・小型特殊(その他) 4,700円 ・軽二輪 125cc超～250cc以下 2,400円 ・軽自動車 三輪 3,100円 四輪乗用(自家用) 7,200円 " (営業用) 5,500円 四輪貨物(自家用) 4,000円 " (営業用) 3,000円 ・二輪の小型自動車 250cc超 4,000円	同左  税額 同左	同左  税額 同左	同左  税額 同左	同左  税額 同左	同左  税額 同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	税額について、各市町村同額であるため、新市においても現行の税額とする。
税額 同左	税額 同左	税額 同左	○税額 同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	諸税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 減免に関する事項	津市市税条例に基づき減免を行う。	久居市税条例に基づき減免を行う。	河芸町税条例に基づき減免を行う。	芸濃町税条例に基づき減免を行う。	美里村税条例に基づき減免を行う。	安濃町税条例に基づき減免を行う。
4 電算業務に関する事項	電算業務業者委託	同左	同左	同左	同左	同左
5 自動車臨時運行許可	年間許可数約1,200件。必要書類：自賠責保険証、免許証、印鑑	年間許可数約550件。必要書類：自賠責保険証、免許証、印鑑	—	—	—	—
6 原付試乗用標識交付	1枚につき、貸与の期間が1年の場合 2,000円。 1枚につき、貸与の期間が5日以内の場合 100円。	—	交付手数料無料。 臨時運行標識の有効期限は交付の日から1年間で年1回臨時運行標識交付申請書を提出してもらう。	—	—	交付手数料無料。 申請により交付する。有効期限は交付の日から次の3月31日までとする。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 4. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時) 5. 津市の例により調整する。(合併と同時) 6. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
香良洲町税条例に基づき減免を行う。	一志町税条例に基づき減免を行う。	白山町税条例に基づき減免を行う。	美杉村税条例に基づき減免を行う。	各市町村で現在条例に基づき減免を行っているものは、極力包括して新市においても引き続き実施する。
同左	同左	同左	同左	新市電算基幹システム決定後調整を図る。
—	—	年間許可数約200件。必要書類：自賠責保険証、免許証、印鑑	年間許可数約80件。必要書類：自賠責保険証、印鑑	
—	交付手数料無料。	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	諸税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 市町村たばこ税	・普通品 1,000本につき2,977円  ・旧3級品 1,000本につき1,412円	同左	同左	同左	同左	同左
8 譲与税	地方道路譲与税…6月(3月～5月分)、11月(6月～10月分)、3月(11月～2月分) 自動車重量譲与税…6月(2月～4月分)、11月(5月～9月分)、3月(10月～1月分)の年3回交付。 譲与の基準は、市町村道の延長あん分1/2、面積あん分1/2。用途は、総額を道路に関する費用に当てること。  特別とん譲与税…9月(3月～8月分)、3月(9月分～2月分)の年2回交付。用途の制限はなし。	地方道路譲与税…6月(3月～5月分)、11月(6月～10月分)、3月(11月～2月分) 自動車重量譲与税…6月(2月～4月分)、11月(5月～9月分)、3月(10月～1月分)の年3回交付。 譲与の基準は、市町村道の延長あん分1/2、面積あん分1/2。用途は、総額を道路に関する費用に当てること。	同左	同左	同左	同左
9 国有資産等所在市町村交付金	該当機関26件	該当機関14件	該当機関1件	該当機関1件	—	該当機関2件



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 現行のまま新市に引き継ぐ。 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
該当機関1件	該当機関1件	該当機関3件	該当機関3件	重複する機関の調査・周知

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	諸税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 自動車取得税交付金	8月(4月～7月)、12月(8月～11月)、3月(12月～3月(3月分は見込額))年3回交付。 自動車取得税の収入額×0.95×7/10 市町村道の延長あん分1/2、 面積あん分1/2 用途は、道路に関する費用に充てる。	同左	同左	同左	同左	同左
11 利子割交付金	8月(3月～7月分)、12月(8月～11月分)、3月(12月～2月分)年3回交付 県の収入総額×0.95×0.6 (交付基準額)×市町村が占める個人県民税の割合按分	同左	同左	同左	同左	同左
12 ゴルフ場利用税交付金	8月(3月分～7月分)、12月(8月分～11月分)、3月(12月分～2月分)の年3回交付。 県に納められたゴルフ場利用税の10分の7がそのゴルフ場所在の市町村に交付される。…2以上の市町村にまたがるゴルフ場は、面積按分による。 ゴルフ場経営者の特別徴収による。	同左	—	8月(3月分～7月分)、12月(8月分～11月分)、3月(12月分～2月分)の年3回交付。 県に納められたゴルフ場利用税の10分の7がそのゴルフ場所在の市町村に交付される。…2以上の市町村にまたがるゴルフ場は、面積按分による。 ゴルフ場経営者の特別徴収による。	同左	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 現行のまま新市に引き継ぐ。 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
—	8月(3月分～7月分)、12月(8月分～11月分)、3月(12月分～2月分)の年3回交付。 県に納められたゴルフ場利用税の10分の7がそのゴルフ場所在の市町村に交付される。…2以上の市町村にまたがるゴルフ場は、面積按分による。 ゴルフ場経営者の特別徴収による。	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	諸税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 国有提供施設等所在市町村助成交付金	年1回交付(12月)。助成交付金の対象資産(自衛隊が使用する固定資産)	同左	—	—	—	—
14 地方消費税交付金	6月(県の収入月2月~4月分)、9月(5月~7月分)、12月(8月~10月分)、3月(11月~1月分)の年4回交付。 市町村に対する交付…清算後の地方消費税の収入額の1/2に相当する金額。 1/2…国勢調査による人口であん分1/2…事業所・企業統計調査による従業者数であん分	同左	同左	同左	同左	同左
15 補助金	津たばこ販売協同組合が行う、未成年者の喫煙防止活動、喫煙マナー向上のための活動及び市内公園等の清掃活動に対しての補助金を出している。	津たばこ販売協同組合が行う、未成年者の喫煙防止活動、喫煙マナー向上のための活動及び市内公園等の清掃活動に対して助成を行っている。	—	—	たばこ小売組合助成金(商工振興事業) 津たばこ販売協同組合美里支部が行う未成年者の喫煙防止活動等に対して助成を行っている。	津たばこ販売協同組合に助成を行っている。
16 入湯税	—	・特別徴収義務者 15 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	—	—	—	—
※協議会協議項目						

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 廃止の方向で調整する。 16.
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美杉村	
—	年1回交付(12月)。助成交付金の対象資産(自衛隊が使用する固定資産)	同左	—	
同左	同左	同左	同左	
—	津たばこ販売協同組合に助成を行っている。	—	—	廃止の方向で関係機関と協議する。
—	・特別徴収義務者 3 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	・特別徴収義務者 5 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	・特別徴収義務者 2 ・入湯税の税率 入湯客1人1日 150円	